

高第 5631 号
令和 2 年 3 月 11 日

各県立高等学校長 殿
各県立中等教育学校長 殿

高校教育課長
保健体育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いに
ついて（令和 2 年 3 月 11 日時点）（通知）

このことについて、令和 2 年 2 月 28 日付け高第 5405 号教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について」により通知し、同日付け高第 5416 号高校教育課長依頼「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いについて」により、一斉臨時休業の実施に係る取扱いについてお願いしました。

現時点の状況を踏まえ、県立高等学校及び県立中等教育学校における一斉臨時休業実施に係る対応について、次のとおりとしますので、遺漏なく対応くださるようお願いいたします。

また、今後、臨時休業がさらに長期化することも想定し、生徒の学習保障等の教育活動に向けて、学校として現時点で取り得る対応を検討し、実施するよう、併せてお願いいたします。

《一斉臨時休業実施に係る対応》

【継続】

- 県立学校は、本年 3 月 2 日（月）から春季休業の開始日までの間、臨時休業とする。

【新規】

- 臨時休業期間が長期に及ぶため、あらかじめ設定している終業式の日を基本として登校日を設け、生徒に対して必要な指導、連絡を行う。

【登校日設定に係る留意事項】

- 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、登校日の設定に当たっては、次の点に留意すること。
 - ・ 登校日は、令和 2 年 3 月 31 日までに 1 回とすること。（各生徒 1 回）
 - ・ 登校日は、あらかじめ設定している終業式の日前後数日の間に設定すること。
 - ・ 感染防止のため、多数の生徒が密集した状態で、長時間過ごすことがないようにすること。また、同時に多数の生徒が登校することがないようにすること。
 - ➡ 一度に登校させる生徒数は 200 名程度までとし、各クラスの生徒について半数ずつ登校させるなどの工夫をするとともに、滞在時間が 2 時間程度までとすること。
 - ・ 生徒の学習保障のために必要な指導や連絡を行うこと。
 - ・ 生徒の健康観察のために必要な指導や連絡を行うこと。
 - ・ 感染防止のため、体育館等に集合させて式典等を行わないこと。

以下については、令和2年2月28日付け「高第5416号高校教育課長依頼」から、下線部が更新した内容になります。

- 1 一斉臨時休業実施の趣旨を踏まえた生徒への指導について
 - 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
 - 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。
- 2 学習保障について
 - 生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行うこと。
 - 臨時休業の措置が長期化することも想定し、生徒の学習保障の観点から、学習課題等の提示や生徒からの提出などに柔軟に対応できる体制を構築すること。
 - クラウドサービスによる学習課題の提示や生徒からの提出などが可能となるよう、「G Suite for Education」の活用のための生徒個人のアカウントとパスワードを作成し、配付すること。(未実施の学校)
 - 一斉臨時休業実施に伴い、様々な民間事業者等から、クラウドサービスによる学習サービスやオンライン学習教材などが無償で提供されており、生徒の学習保障のための多様な学びの観点から、こうしたサービス等を活用することも考えられる。活用にあたり不明な点がある場合は、高校教育課に連絡すること。
- 3 健康観察について
 - 登校時における観察、電話連絡による確認等により、健康観察を行うとともに、必要に応じて、学校医等と情報共有するなど、適切な対応に努めること。
- 4 卒業式について
 - 2月26日付け総第3428号教育長通知「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針について」に示したとおり実施する。
- 5 入学者選抜について
 - 2月26日付け総第3428号教育長通知「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針について」に示したとおり実施する。
- 6 入学予定者説明会について
 - 2月26日付け総第3428号教育長通知「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針について」に示したとおり実施する。
- 7 卒業、進級の認定について
 - 生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対応することとし、臨時休業を実施したことにより、進級、卒業等に不利益が生じないように配慮すること。
 - 臨時休業の実施により、各教科・科目の授業時数が年間授業週数の標準を下回った場合も、そのことのみをもって高等学校学習指導要領に定める基準を満たさないことにはならない。
 - 学年末試験を実施しないことになるが、日頃の学習の成果等を総合的に評価して

観点別学習状況の評価及び評定を行い、卒業又は進級の認定を行うこと。

- 観点別学習状況の評価に当たっては、各観点の性質に応じた評価資料（ノート、ワークシート、作品、レポート等）を用いて、多面的・多角的に行うこと。
- 学習評価の方法、考え方について、生徒・保護者に示すこと。
- 卒業や進級の認定に当たり、追加の指導が必要な生徒、個別指導が必要な生徒については、個別に登校させた上で必要な指導を行うことができるものとする。

8 部活動等生徒主体の活動について

- 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるとう趣旨を生徒に理解させ、その取組の徹底を図るため、生徒主体の活動も自粛させること。
- 令和2年3月31日までの期間中の部活動の活動、練習試合等は実施しないこと。

9 ALTの勤務について

- 労働者派遣により各学校に派遣する契約となっているため、あらかじめ設定した勤務時間内で勤務させ、活用すること。

10 サポートティーチャー等の勤務について

- サポートティーチャーやスクールキャリアカウンセラーについては、勤務計画通り勤務させるものとする。

11 相談窓口及び連絡体制の継続について

- 各学校における相談対応の窓口を継続するとともに、実情に応じた、生徒、保護者への連絡体制を継続して整えること。

12 学校施設開放について

- 学校施設開放については、一斉臨時休業の期間中は中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明すること。

13 その他

- 個別指導が必要な生徒等、個別に登校させて指導を行う場合も、通勤時間帯をはずして登校させることとした上で、感染防止の措置を講じることとする。

問合せ先

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、松澤

電話 (045)210-8260 (直通)

保健体育課

保健安全グループ 赤澤、利波

電話 (045)210-8309 (直通)